

# 家畜防疫互助基金支援事業実施要綱

[平成24年 3月29日付け]

[23農畜機第5208号]

- 一部改正 平成25年 4月 1日付け24農畜機第5259号
- 一部改正 平成26年 4月 1日付け25農畜機第5384号
- 一部改正 平成27年 4月 1日付け26農畜機第5880号
- 一部改正 平成29年 5月31日付け29農畜機第1149号
- 一部改正 平成30年 3月16日付け29農畜機第6547号
- 一部改正 令和元年12月27日付け元農畜機第 5764号
- 一部改正 令和 2年 2月 5日付け元農畜機第 6585号
- 一部改正 令和 2年 3月27日付け元農畜機第 7775号
- 一部改正 令和 3年 3月24日付け2農畜機第6907号

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝播力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす。万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すことが必要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、家畜疾病発生に伴い家畜の殺処分等を行った畜産経営体を支援するための互助金の交付を行う事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産の安定的な発展に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第2の事業にあつては、令和3年度畜産業振興事業等に係る公募要領（令和3年1月15日付け2農畜機第5539号）

により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

## 第2 事業の内容

この事業の内容は以下のとおりとする。

### 1 家畜防疫互助事業

#### (1) 互助金交付事業

公募団体は、別表1に掲げる疾病（以下「交付対象疾病」という。）の発生時において家畜の殺処分等を行った畜産経営への影響を緩和するため、公募団体と家畜防疫互助金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結した畜産経営体（以下「事業参加者」という。）であって、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第32条の規定に基づき、家畜等の移動等の制限等が実施された区域及び当該区域外にあって家伝法第14条第3項の規定に基づき家畜の隔離を指示された区域（以下これらを「移動制限区域等」という。）が解除された農場において経営再開等を行う者に対し互助金を交付するものとする。

#### (2) 互助金交付認定事業

公募団体は、交付対象疾病が発生した場合に互助金の交付単価を認定する互助金交付認定委員会の開催及びこれに必要な現地調査等を行うものとする。

### 2 家畜防疫互助等推進事業

公募団体は、1の業務を円滑に推進するため、中央推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を行うものとする。

## 第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第4 事業の実施

### 1 事業の委託

公募団体は、第2の事業の一部を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

### 2 事業実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度から令和5年度までの間に発生した交付対象疾病に対する互助金の交付を完了するまでとする。

### 3 事業の要件等

#### (1) 業務方法書の作成

公募団体は、第2の1の事業の実施に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を定めた業務方法書を作成の上、これを理事長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- ア 事業の趣旨、内容、仕組み
- イ 事業実施期間に関する事項
- ウ 互助金交付契約の締結、解約に関する事項
- エ 契約頭数に関する事項
- オ 生産者積立金の納付、返戻に関する事項
- カ 生産者積立金の管理運用に関する事項
- キ 互助金の交付に関する事項
- ク 業務の委託に関する事項
- ケ その他必要とする事項

#### (2) 交付契約

- ア 公募団体は、2の事業実施期間を契約期間として家伝法及び家伝法第12条の3の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準を遵守している事業参加者からの申込みにより交付契約を締結するものとする。
- イ 交付契約は、契約対象となる家畜の頭羽数に関する事項、生産者積立金の納付に関する事項、互助金の交付に関する事項等を内容とするものとする。

#### (3) 事業参加者

- ア 公募団体は、豚（いのししを含む。以下同じ。）及び鶏については次に掲げる事業参加者の区分に応じ、契約の区分（以下「契約区分」という。）を設けるものとする。
  - (ア) 常時雇用する従業員（事業主と生計を一にする者を除く。）の数が1人以上の養豚業又は養鶏業を主たる事業とする事業主又は会社（以下「企業型」という。）
  - (イ) (ア) 以外の者（以下「家族型」という。）
- イ 事業参加者は、企業型の要件に該当する場合であっても、家族型の契約区分により交付契約を締結できるものとする。
- ウ 事業参加者は、契約期間中、毎年度1回を限度として（エに該当する場合を除く。）、契約区分を変更することができる。この場合、新たな交付契約を締結するものとする。
- エ 公募団体は、企業型の契約区分で契約した事業参加者から互助金の交付申請があった場合において、当該事業参加者が、企業型の契約区分の

要件を満たしていないときは、家族型の契約区分への変更を行うものとする。

(4) 契約対象農場

契約対象農場は、交付契約締結時点において、移動制限区域等の外に所在していなければならない。

(5) 契約対象頭羽数

ア 契約対象家畜の頭羽数は、事業参加者が飼養する別表3の家畜の種類、契約区分及び家畜の区分(以下「家畜の種類及び区分」という。)ごとに、事業実施期間における契約対象農場ごとの見込頭羽数とする。

イ 事業参加者は、交付契約締結後において、契約対象家畜の見込頭羽数等を変更したい場合、公募団体に対し、契約対象家畜の見込頭羽数等の変更の手続をとるものとする。

(6) 生産者積立金の単価、納付方法等

ア 生産者積立金の単価

事業実施期間において家畜の種類ごとに互助金の交付に要すると見込まれる金額から、機構により補助される金額を控除した金額を、当該事業実施期間において見込まれる契約対象頭羽数で除した額を基準として、別表3に掲げる家畜の種類及び区分ごとの1頭羽当たりの生産者積立金の額とする。

イ 生産者積立金の納付方法等

(ア) 事業参加者は、公募団体の長が別に定める期日までに、家畜の種類及び区分に応じ、各事業参加者の契約対象家畜の頭羽数に別表3に掲げる単価(契約区分の変更により、追加納付が必要な場合は、その差額。)を乗じて得た額を生産者積立金として交付契約を締結した公募団体に納付しなければならない。

(イ) 公募団体は、(ア)に定めるもののほかに、理事長が必要と認めるときは、理事長が定める割合(追加負担割合)を乗じて得た額を生産者積立金として事業参加者から納付させることができる。

(ウ) 生産者積立金は、以下に該当する場合を除き、返戻しないものとする。

a (7)のウ及びエの規定に基づき返戻するとき。

b 契約区分の変更に係る交付契約締結後、既に納付した生産者積立金の精算が必要なとき。

(7) 家畜防疫互助基金の造成及び管理運用

ア 公募団体は、(6)のイの(ア)の規定に基づき納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。また、生産者積立金のうち、

牛に係るものをもって牛生産者基金を、豚に係るものをもって豚生産者基金を、鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下「鶏及びその他家きん」という。）に係るものをもって鶏及びその他家きん生産者基金を家畜防疫互助基金の中に設け、それぞれ他の基金と区分して管理することとし、各基金において運用により生じた果実は、当該基金に繰り入れるものとする。

イ 公募団体は、第2の1の(1)に規定する事業に要する経費に充てる場合を除き、家畜防疫互助基金を取り崩してはならないものとする。

ウ 公募団体は、事業実施期間終了時点において、牛生産者基金及び豚生産者基金に残額が生じた場合には、家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「旧要綱」という。）別紙実施基準9の(6)の理事長が別に定めるところにより、当該残額のうち、2分の1相当額を上限として理事長が定める金額を理事長が定める期間内に公益社団法人中央畜産会の互助支援基金（旧要綱第2の1に基づき造成された家畜防疫互助基金の中において、機構からの補助金をもって設けられた基金をいう。）に繰り入れるものとし、繰入れ後の残額は事業参加者に返戻するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

エ 公募団体は、事業実施期間終了時点において、鶏及びその他家きん生産者基金に残額が生じた場合には、基金の残額を事業参加者に返戻するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

#### (8) 互助金

互助金の単価、交付方法等は、次のとおりとする。

##### ア 単価の設定

(ア) 理事長は、農林水産省の農業経営統計調査のうち、畜産物生産費統計及び営農類型別経営統計並びに厚生労働省の賃金構造基本統計等に基づき、家畜の種類及び区分別の互助金交付上限単価を定めるとし、別表4のとおりとする。

(イ) 公募団体の長は、適正な互助金交付額を算定するため、互助金交付認定委員会を開催し、家畜の種類及び区分に応じた契約区分別の1頭羽数当たりの互助金の交付単価（(ア)に基づく別表4の互助金交付上限単価の範囲内で、別表4の1の経営支援互助金にあっては次に定める算定基準により算定された額であって互助金交付認定委員会が認定したもの。以下「交付単価」という。）を設定するものとする。

##### 算定基準

a 固定経費の補正

(a) 雇用労賃補正 (①)

$$\text{交付上限単価における雇用労賃} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの雇用労賃}^{*1}}{\text{生産費における1頭当たりの雇用労賃}}$$

※1 交付対象農場における直近の1頭当たりの雇用労賃とし、雇用労賃のデータがない場合、これに代えて、雇用労働時間をもって算定する。

(b) 地代補正 (②)

$$\text{交付上限単価における地代} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの地代}^{*2}}{\text{生産費における1頭当たりの地代}}$$

※2 交付対象農場における直近の1頭当たりの支払地代とし、路線価等により算定する。

(c) 減価償却費補正 (③)

$$\text{交付上限単価における減価償却費} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの減価償却費}^{*3}}{\text{生産費における1頭当たりの減価償却費}}$$

※3 交付対象農場における直近の1頭当たりの建物償却費とする。

b 空舎期間の補正 (④)

$$\text{補正係数} = \frac{\text{交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間}^{*4}}{\text{交付上限単価における空舎期間}}$$

※4 交付対象農場において、交付対象疾病の発生等に伴い家畜等の移動制限等の措置がとられた日から、経営を再開するための新たな家畜の導入が終了した日までの期間(1か月未満は切り上げ)

c 互助金交付単価の算定

$$\text{互助金交付単価}^{*5} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{その他固定費}) \times \text{④}$$

※5 互助金交付上限単価を上回った場合は、当該上限単価を互助金交付単価とする。

(注) 鶏及びその他家きんについては、1頭当たりを1羽1か月当たりと読み替える。

(ウ) 公募団体の長は、互助金の交付に当たり、互助金交付額認定委員会を開催し、牛、豚並びに鶏及びその他家きんの互助金の交付に係るそれぞれの牛生産者基金、豚生産者基金並びに鶏及びその他家きん生産者基金の全額を取り崩してもなお支払うべき互助金の額に不足が生じる場合は、互助金交付額を削減することができるものとする。

#### イ 互助金の交付

公募団体は、事業参加者から互助金の交付申請があったときは、速やかに互助金を交付するものとし、互助金の交付方法等については、公募団体の長が別に定めるものとする。ただし、事業参加者が故意若しくは重大な過失により交付契約若しくは法令に違反した場合又は(6)のイに基づく生産者積立金を納付していない場合にはこの限りではない。

ウ 互助金の種類及び互助金の交付対象となる頭羽数(以下「交付対象頭羽数」という。)は、次の(ア)及び(イ)に掲げるとおりとし、互助金交付額は、交付対象頭羽数にアの交付単価を乗じて得た額とする。

ただし、家畜の種類及び区分ごとの交付対象頭羽数は、(5)の契約対象家畜の頭羽数を超えないものとする。

#### (ア) 経営支援互助金

経営支援互助金とは、次のaからcのうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者の契約対象農場において、当該事業参加者がその経営を再開する場合に、家畜導入計画等に基づき家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等を支援するものであり、交付対象頭羽数は、次のaからcのいずれかに掲げるところによるものとする。

a 牛の経営支援互助金の交付対象頭数は、次の(a)又は(b)に掲げる牛のうちいずれか少ない頭数とする。

(a) 家伝法第16条、第17条又は第17条の2の規定に基づき殺処分された乳用牛及び肉用牛として家畜防疫員等が確認した牛

(b) (a)に掲げる牛を飼養していた契約対象農場において、(a)に掲げる牛に代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる乳用牛及び肉用牛。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付対象となる牛を除く。

b 豚の経営支援互助金の交付対象頭数は、次の(a)又は(b)に掲げる豚のうちいずれか少ない頭数とする。

(a) 家伝法第16条又は第17条の2の規定に基づき殺処分された

豚として家畜防疫員等が確認した豚

(b) (a) に掲げる豚を飼養していた契約対象農場において、(a) に掲げる豚に代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる豚。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、導入に係る補助金の交付対象となる豚を除き、繁殖用種豚(雌)の導入については、当該豚及び11頭を上限とした肥育豚の導入とみなすものとする。

c 鶏及びその他家きんの経営支援互助金の交付対象羽数は、次の(a)又は(b)に掲げる鶏及びその他家きんのうちいずれか少ない羽数のものとする。

(a) 交付対象疾病の発生農場において、交付対象疾病の発生により死亡又は家伝法第16条の規定に基づき殺処分された鶏及びその他家きんとして家畜防疫員等が確認した鶏及びその他家きん

(b) (a) に掲げる鶏及びその他家きんを飼養していた契約対象農場において、(a) に掲げる鶏及びその他家きんに代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる鶏及びその他家きん

(イ) 焼却・埋却等互助金

焼却・埋却等互助金とは、次のaからcのうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者に対して、家畜を焼却、埋却又は化製場において化製処理(以下「焼却等」という。)するために事業参加者が負担した経費を支援するものであり、互助金の交付対象頭羽数は、次のaからcのうちいずれかに掲げる家畜であつて、事業参加者の負担により焼却等されたものとして家畜防疫員等が確認した頭羽数とする。

a 牛

家伝法第16条又は第17条の規定に基づき殺処分された乳用牛及び肉用牛として家畜防疫員等が確認した牛

b 豚

家伝法第16条の規定に基づき殺処分された豚として家畜防疫員等が確認した豚

c 鶏及びその他家きん

(ア) のcの(a) に掲げる鶏及びその他家きん

(9) 公募団体は、互助金の交付に当たり、それぞれの生産者基金及び機構の補助金を原資として交付するものとし、それぞれ交付額の2分の1ずつを

充てることとする。

ただし、家畜の伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった事業参加者にあつては、交付すべき互助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した互助金の全部若しくは一部を返還させることができるよう措置するものとする。

(10) 暴力団等の反社会的勢力の排除について

公募団体は、事業参加者（その代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業参加者に対して、交付契約を解除すること及び互助金を交付せず、又は既に交付した互助金を返還させることができるものとする。

第5 補助金交付の手続き等

1 補助金の交付申請

公募団体は、第2の事業の実施に当たり、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の家畜防疫互助基金支援事業補助金交付申請書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 補助金の交付変更申請

公募団体は、補助金の交付決定があつた後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の家畜防疫互助基金支援事業補助金交付変更承認申請書を作成の上、1の手續に準じて理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の家畜防疫互助基金支援事業補助金概算払請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

公募団体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあつた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の家畜防疫互助基金支援事業実績報告書を作成の上、理

事長に提出するものとする。

## 第6 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 公募団体は、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、都道府県等の指導の下、関係団体等との連携に努めることにより、都道府県内の牛、豚並びに鶏及びその他家きんを飼養するすべての生産者がこの事業に参加するように努めるものとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の家畜防疫互助基金支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長へ報告しなければならない。

## 第8 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。  
ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 機構は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体に対し、調査又は報告を求めることができるものとする。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については理事長が別に定めるものとする。

### 附 則（平成24年3月29日付け23農畜機第5208号）

この要綱は、平成24年3月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

### 附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5259号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

### 附 則（平成26年4月1日付け25農畜機第5384号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

### 附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5880号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

### 附 則（平成29年5月31日付け29農畜機第1149号）

この要綱の改正は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 16 日付け 29 農畜機第 6547 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和元年 12 月 27 日付け元農畜機第 5764 号）

この要綱の改正は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 5 日付け元農畜機第 6585 号）

この要綱の改正は、令和 2 年 2 月 5 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元農畜機第 7775 号）

この要綱の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日付け 2 農畜機第 6907 号）

この要綱の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

交付対象疾病の種類	交付対象家畜の種類
1 口蹄疫	牛、豚
2 牛疫	牛、豚
3 牛肺疫	牛
4 アフリカ豚熱	豚
5 豚熱	豚
6 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、うずら、あひる、きじ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう
7 低病原性鳥インフルエンザ	鶏、うずら、あひる、きじ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 家畜防疫互助事業	1 公募団体が交付対象疾病の発生時における互助事業に基づく互助金を交付するのに要する経費	1 / 2 以内 ただし、1 交付対象家畜当たりの交付上限単価は別表 4 のとおりとする。
	2 公募団体が現地調査並びに互助金交付認定委員会及び互助金交付額認定委員会を開催するのに要する経費	定 額
2 家畜防疫互助等推進事業	公募団体が中央推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を実施するのに要する経費	定 額

別表 3

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	生産者積立金の単価	
牛	—	1 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
		（1）乳用牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	245円
		（2）乳用牛（24か月齢未満のもの）	1頭当たり	90円
		2 肉用牛	1頭当たり	235円
（1）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	125円		
（2）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。）及び肉専用種肥育牛（肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	95円		
（3）肉専用種と乳用種の交雑種（以下「交雑種」という。）肥育牛（交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	90円		
（4）乳用種肥育牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。また、乳用種肥育牛になることが見込まれる牛を含む。）				
豚	家族型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	375円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	375円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	105円
	企業型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	390円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	390円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	110円

鶏	家族型	1 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	8 円
		2 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	4 円
		3 肉用鶏	1 羽当たり	0. 3 円
		4 種鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	1 1 円
		5 種鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	5 円
	企業型	1 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	1 0 円
		2 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	5 円
		3 肉用鶏	1 羽当たり	0. 4 円
		4 種鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	1 4 円
		5 種鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	6. 5 円
うずら	—	5 羽当たり	7. 5 円	
あひる	—	1 羽当たり	2 円	
きじ	—	1 羽当たり	2 円	
ほろほろ鳥	—	1 羽当たり	2 円	
七面鳥	—	1 羽当たり	2 円	
だちょう	—	1 羽当たり	1 9 0 円	



家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価	
(6) あひる	1羽当たり	320円
(7) きじ	1羽当たり	320円
(8) ほろほろ鳥	1羽当たり	320円
(9) 七面鳥	1羽当たり	320円
(10) だちょう	1羽当たり	31,900円
2 焼却・埋却等互助金		
(1) 乳用牛及び肉用牛		
ア 家伝法第59条の規定に基づく費用の交付がある場合	1頭当たり	37,000円
イ その他	1頭当たり	74,000円
(2) 豚		
ア 家伝法第59条の規定に基づく費用の交付がある場合	1頭当たり	2,000円
イ その他	1頭当たり	4,000円
(3) 鶏 ※	1羽当たり	80円
(4) うずら ※	1羽当たり	80円
(5) あひる ※	1羽当たり	80円
(6) きじ ※	1羽当たり	80円
(7) ほろほろ鳥 ※	1羽当たり	80円
(8) 七面鳥 ※	1羽当たり	80円
(9) だちょう ※	1羽当たり	3,520円

※ 焼却・埋却等互助金の支払額は、鶏及びその他家きんにあつては要綱第4の3の(8)のウの(イ)のcの羽数に交付上限単価を乗じた金額を限度として、焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家伝法第21条に基づく焼却等に対する交付金を差し引いた額とする。

別紙様式第1号

令和 年度家畜防疫互助基金支援事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、家畜防疫互助基金支援事業を実施したいので、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「家畜防疫互助基金支援事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 家畜防疫互助事業 (1) 互助金交付額 (2) 現地調査等の実施				
2 家畜防疫互助等推進事業				
合計				

(注) 事業の一部を他に委託する場合には、委託先及び委託費内訳を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（事務）報告書及び事業（業務）計画書

「家畜防疫互助基金支援事業実施計画」  
(家畜防疫互助事業)

## 1 生産者基金造成計画

(単位：戸、頭、羽、円)

家畜の種類	契約戸数	契約頭羽数 ①	生産者積立金単価 ②	生産者積立金造成額③=①×②	基金造成額の内訳	
					生産者	その他
乳用牛(水牛(食用生産に係るものに限る。)を含む。)(小計)						
1 24か月齢以上			245			
2 24か月齢未満			90			
肉用牛(小計)						
1 肉専用種繁殖雌牛(24か月齢以上)			235			
2 肉専用種繁殖雌牛(24か月齢歳未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。)及び肉専用種肥育牛(肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。)			125			
3 肉専用種と乳用種の交雑種肥育牛(交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。)			95			
4 乳用種肥育牛(水牛(食用生産に係るものに限る。)を含む。また、乳用種肥育牛になることが			90			

	見込まれる子牛を含む。)					
豚 (小計)						
	家族型 (小計)					
	1 繁殖用種豚 (雌)			3 7 5		
	2 繁殖用種豚 (雄)			3 7 5		
	3 肥育豚			1 0 5		
	企業型 (小計)					
	1 繁殖用種豚 (雌)			3 9 0		
	2 繁殖用種豚 (雄)			3 9 0		
	3 肥育豚			1 1 0		
鶏 (小計)						
	家族型 (小計)					
	1 採卵鶏 (成鶏 120日齢超)			8		
	2 採卵鶏 (育成鶏 120日齢以下)			4		
	3 肉用鶏			0. 3		
	4 種鶏 (成鶏 120日 齢超)			1 1		
	5 種鶏 (育成鶏 120日齢以下)			5		
	企業型 (小計)					
	1 採卵鶏 (成鶏 120日齢超)			1 0		
	2 採卵鶏 (育成鶏 120日齢以下)			5		
	3 肉用鶏			0. 4		
	4 種鶏 (成鶏 120日 齢超)			1 4		
	5 種鶏 (育成鶏 120日齢以下)			6. 5		
うずら				7. 5		
あひる				2		
きじ				2		
ほろほろ鳥				2		
七面鳥				2		
だちょう				1 9 0		
合計				—		

(注) 1 都道府県別の造成内訳明細を添付すること。

2 契約頭羽数は、当該年度に生産者積立金が納付される見込頭数を記

入すること。

- 3 その他の者の生産者積立金の造成がある場合は、その明細を添付すること。

## 2 互助金交付額

[対象疾病名 ] (単位：円)

対象 家畜	互助金の 種類	都道 府県	対象頭数 ①	交付単価 ②	交付金額 ③=①× ②	備考
合計						

- (注) 1 対象疾病の発生ごとに記載すること。  
2 備考欄に対象頭数の根拠を記載のこと。

## 3 現地調査の実施

(単位：円)

調査時期	内容	事業費	備考

- (注) 備考欄に算出根拠を記載のこと。

## 4 認定委員会の開催

(単位：円)

開催時期	内容	事業費	備考

- (注) 備考欄に算出根拠を記載のこと。

## (参考) 生産者基金の管理状況

(単位：円)

	牛	豚	鶏及びその他家きん
生産者積立金			
運用益			
計			

- (注) 1 生産者積立金は1の生産者基金造成計画の生産者積立金造成額と一致すること。  
2 互助金の交付に必要な畜種のみ記載すること。

別紙 1 - 2

「家畜防疫互助基金支援事業実施計画」  
家畜防疫互助等推進事業

1 中央推進会議の開催等 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
合計		

2 事業の普及、指導、連絡調整 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
合計		

3 事業の推進 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
合計		

別紙様式第2号

令和 年度家畜防疫互助基金支援事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた家畜防疫互助基金支援事業の実施について、下記のとおり事業を変更したいので承認されたく、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱第5の2の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び負担区分と変更後の事業の内容及び負担配分が容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度家畜防疫互助基金支援事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった家畜防疫互助基金支援事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概 算払 受領 額④	今回概算 払請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤)/②	残額 ②-④ -⑤
	事業費 ①	機 構 補助金 ②	事業費 ③	機 構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
1 家畜防疫互助事業 (1) 互助金交付額 (2) 現地調査等の実施	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 家畜防疫互助等推進 事業									
計									

注) 事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- |           |    |    |
|-----------|----|----|
| (1) 金融機関名 | 銀行 | 支店 |
| (2) 預金種類  | 預金 |    |
| (3) 口座番号  |    |    |
| (4) 口座名義  |    |    |

別紙様式第4号

令和 年度家畜防疫互助基金支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった家畜防疫互助基金支援事業に係る補助金については、下記のとおり実施したので、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「家畜防疫互助基金支援事業実績報告」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 家畜防疫互助事業 (1) 互助金交付額 (2) 現地調査等の実施				
2 家畜防疫互助等推進事業				
合計				

(注) 1 上段に計画額を ( ) 書きし、計画額と実績額が比較できるように

すること。

- 2 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を【 】書きで記載するとともに、その委託費先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額 (単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日

6 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名                      銀行              支店  
(2) 預金種類                          預金  
(3) 口座番号  
(4) 口座名義

別紙 4 - 1

「家畜防疫互助基金支援事業実績報告」  
家畜防疫互助事業

1 互助金の交付実績総括表

(1) 乳用牛総括表 (水牛を含む。ただし、食用生産に係るものに限る。)

(単位：戸、頭、円)

区分／種類	交付 対象 戸数	交付 頭数 ①	交付 単価 ②	事業費 ③＝①×② 又は交付額	負担区分		備考
					機構補助 金	その他	
経営支援互助金 (小計)							
24 か月齢以上							
12 か月齢以上 24 か 月齢未満の雌							
12 か月齢未満の雌							
焼却・埋却等互助金 (小計)							
法第59条の規定に 基づく費用の交付 のあるもの							
その他							
合計							

(注) 都道府県別明細を添付すること。

(2) 肉用牛総括表

(単位：戸、頭、円)

区分／種類	交付 対象 戸数	交付 頭数 ①	交付 単価 ②	事業費 ③＝ ①×② 又は交付 額	負担区分		備考
					機構補助 金	その他	
経営支援互助金 (小計)							
1 肉専用種 (小 計)							
繁殖雌牛(24 か月 齢以上)							
繁殖雌牛 (12 か 月齢以上 24 か月 齢未満) 及び肥 育牛 (雌、12 か 月齢以上のもの)							

	肥育牛(雄、12か月齢以上)						
	子牛(12か月齢未満)						
	2 交雑種(小計)						
	肥育牛(12か月齢以上)						
	子牛(12か月齢未満)						
	3 乳用種(水牛を含む。ただし、食用生産に係るものに限る。)(小計)						
	肥育牛(12か月齢以上)						
	子牛(12か月齢未満)						
	焼却・埋却等互助金(小計)						
	法第59条の規定に基づく費用の交付のあるもの						
	その他						
	合計						

(注) 都道府県別明細を添付すること。

(3) 豚総括表

(単位：戸、頭、円)

区分／豚の種類	交付対象戸数	交付頭数 ①	交付単価 ②	事業費 ③= ①×② 又は交付額	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
経営支援互助金(小計)							
家族型(小計)							
繁殖用種豚(雌)							
繁殖用種豚(雄)							
肥育豚(21日齢以上のもの)							
企業型(小計)							
繁殖用種豚(雌)							

	繁殖用種豚（雄）							
	肥育豚（21日齢以上のもの）							
焼却・埋却等互助金（小計）								
	法第59条の規定に基づく費用の交付のあるもの							
	その他							
	合計							

（注）都道府県別明細を添付すること。

（4） 鶏及びその他家きん総括表

（単位：戸、羽、円）

区分／鶏の種類	交付対象戸数	交付羽数 ①	交付単価 ②	事業費 ③＝ ①×② 又は交付額	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
経営支援互助金（小計）							
家族型（小計）							
採卵鶏（成鶏120日齢超）							
採卵鶏（育成鶏120日齢以下）							
肉用鶏							
種鶏（成鶏120日齢超）							
種鶏（育成鶏120日齢以下）							
企業型（小計）							
採卵鶏（成鶏120日齢超）							
採卵鶏（育成鶏120日齢以下）							
肉用鶏							
種鶏（成鶏120日齢超）							
種鶏（育成鶏120日齢以下）							
うづら							

	あひる							
	きじ							
	ほろほろ鳥							
	七面鳥							
	だちょう							
焼却・埋却等互助金								
合計								

(注) 都道府県別明細を添付すること。

## 2 互助金交付認定事業

### (1) 現地調査の実施

(単位：円)

調査時期	内容	事業費	備考

(注) 備考欄に支出内訳を記載のこと。

### (2) 認定委員会の開催

(単位：円)

開催時期	内容	事業費	備考

(注) 備考欄に支出内訳を記載のこと。

3 生産者積立金総括表

(単位：戸、頭、羽、円)

家畜の種類	契約戸数	契約頭羽数 ①	生産者積立金単価 ②	生産者積立金造成額 ③=①×②	基金造成額の内訳	
					生産者	その他
乳用牛(水牛(食用生産に係るものに限る。))を含む。) (小計)						
1 24か月齢以上			245			
2 24か月齢未満			90			
肉用牛(小計)						
1 肉専用種繁殖雌牛(24か月齢以上)			235			
2 肉専用種繁殖雌牛(24か月齢歳未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。)及び肉専用種肥育牛(肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。)			125			
3 肉専用種と乳用種の交雑種肥育牛(交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。)			95			
4 乳用種肥育牛(水牛(食用生産に係るものに限る。))を含む。また、乳用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。)			90			
豚(小計)						
家族型(小計)						
1 繁殖用種豚(雌)			375			
2 繁殖用種豚(雄)			375			
3 肥育豚			105			
企業型(小計)						

	1 繁殖用種豚 (雌)			3 9 0			
	2 繁殖用種豚 (雄)			3 9 0			
	3 肥育豚			1 1 0			
鶏	(小計)						
	家族型 (小計)						
	1 採卵鶏 (成鶏 120 日齢超)			8			
	2 採卵鶏 (育成鶏 120 日齢以下)			4			
	3 肉用鶏			0. 3			
	4 種鶏 (成鶏 120 日齢超)			1 1			
	5 種鶏 (育成鶏 120 日齢以下)			5			
	企業型 (小計)						
	1 採卵鶏 (成鶏 120 日齢超)			1 0			
	2 採卵鶏 (育成鶏 120 日齢以下)			5			
	3 肉用鶏			0. 4			
	4 種鶏 (成鶏 120 日齢超)			1 4			
	5 種鶏 (育成鶏 120 日齢以下)			6. 5			
	うずら			7. 5			
	あひる			2			
	きじ			2			
	ほろほろ鳥			2			
	七面鳥			2			
	だちょう			1 9 0			
	合計			—			

(注) 1 互助金の交付に必要な畜種のみ記載すること。

2 都道府県別明細を添付すること。

別紙4-2

「家畜防疫互助基金支援事業実績報告」  
家畜防疫互助等推進事業

1 中央推進会議の開催等 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
合計		

2 事業の普及、指導、連絡調整 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
合計		

3 事業の推進 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
合計		

参考 基金の管理状況

1 基金の運用状況 (単位：円、%)

番号	運用形態	運用金額	利率 (年利)	期間、日数	運用益
計					

(注) 1 この表は、当該年度の基金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。

2 割引〇〇債券、〇か月定期等の運用の形態別に、任意に番号を付して記入すること。

2 令和 年度互助基金の管理状況表

(1) 牛生産者基金 (単位：円)

区 分		現金ベース ①	増加額 ②	減少額 ③	発生ベース (①+②-③)
前年度繰越金(A)					
収入	生産者積立金				
	運用益				
	計(B)				
支出	家畜防疫互助金				
	計(C)				
次年度繰越金 (A)+(B)-(C)					

## (2) 豚生産者基金

(単位：円)

区 分		現金ベース ①	増加額 ②	減少額 ③	発生ベース (①+②-③)
前年度繰越金(A)					
収入	生産者積立金				
	運用益				
	計(B)				
支出	家畜防疫互助金				
	計(C)				
次年度繰越金 (A)+(B)-(C)					

## (3) 鶏及びその他家きん生産者基金

(単位：円)

区 分		現金ベース ①	増加額 ②	減少額 ③	発生ベース (①+②-③)
前年度繰越金(A)					
収入	生産者積立金				
	運用益				
	計(B)				
支出	家畜防疫互助金				
	計(C)				
次年度繰越金 (A)+(B)-(C)					

### 3 添付書類

- (1) 積み立てられた基金の運用益の算出根拠となる金融機関等の発行する証明書（写し）
- (2) 基金の残高を証する金融機関等の発行する証明書（写し）

別紙様式第5号

令和 年度家畜防疫互助基金支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった家畜防疫互助基金支援事業補助金について、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額

(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)

金 円

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)

金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料